

## 第1 目的

- 1 本市は、令和6年3月、旭川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、本市における二酸化炭素排出量の推計や削減に向けた目標の設定、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの整理等を行った。  
また、上記計画の下、令和7年2月、旭山動物園を起点とした地域循環型エネルギーシステムの構築に向けた基本計画を策定して、本市の象徴的施設である旭山動物園をフィールドとした脱炭素モデルの構築、脱炭素モデルの水平展開や地域エネルギー会社の可能性の検討等を行ったところである。
- 2 現在、我が国において、GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）等に基づき、官民が一体となり、脱炭素成長型の経済構造への移行等が推進されている中、ゼロカーボンシティ旭川（令和3年10月表明）、持続可能な地域社会や経済を実現するためには、本市内において、環境に配慮しつつ、都市機能等の強みを活かしながら、陸上風力や太陽光の発電事業等を大規模に展開するとともに、再エネ電気を大量に必要とするデータセンターや半導体関連企業等を集積することが必要不可欠である。  
そこで、環境に配慮しつつ地域の創生に寄与する再生可能エネルギーの大規模導入を促進する仕組みである、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく促進区域の設定に向け、ゾーニングをはじめとする各種調査・検討を実施し、次年度（令和8年度）以降の取組みの基礎資料を得ることを目的とする。

## 第2 業務概要

- 1 業務名  
旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務
- 2 業務内容  
本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に向けたゾーニングをはじめとする各種調査・検討を実施するものとし、詳細は、別紙「仕様書（案）」のとおり。
- 3 履行期間  
契約締結日から令和8年2月28日まで
- 4 予算概要等
  - (1) 本業務に係る令和7年度当初予算額は、22,515,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であることから、業務委託料の積算にあたっては、本予算額の範囲内とすること。
  - (2) また、本業務は、環境省所管・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）及び公益財団法人北海道市町村振興協会・いきいきふるさと推進事業助成金（いきいきふるさと推進事業）の交付を受けての実施を予定していることから、本補助金又は本助成金が不採択となった場合には、プロポーザルの手続を中止し、本業務を執行しないことがあるほか、交付決定額の減額等があった場合には、仕様等を変更することがある。  
なお、上記の中止や不執行、変更により、プロポーザルの参加者又は受託候補者に損害が生じた場合でも、市は本損害を一切負担しない。

## 第3 契約担当部局

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階

旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当

電話 0166-25-5350

FAX 0166-26-7654

※ 電子メール送信の際は、[アット] を@に変え送信すること

#### 第4 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。なお、本プロポーザルは、共同企業体の参加も認めるものとする。

##### 1 単独参加の場合

単独参加の場合、次の（１）から（５）までにおいて定める要件を全て満たしていること。

- （１） 旭川市の競争入札参加資格を有していること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。
  - ① 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
  - ② 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの
  - ③ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近1事業年度分
  - ④ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの
- （２） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３） 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （４） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- （５） 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間内において、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した同種業務（地方公共団体における促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた環境と経済の好循環の実現に資する情報収集や自然環境等調査、マップ作成等））に関し、実績を有する者であること。

##### 2 共同企業体の場合

共同企業体の場合、2者以上による自主結成として、出資比率が最大の者を代表者とし、代表者及び代表者以外の構成員は、次の要件を満たしていること。

- （１） 共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
- （２） 代表者については、上記の1の（１）から（５）までにおいて定める要件を全て満たしていること。
- （３） 代表者以外の構成員については、上記の1の（１）から（４）までにおいて定める要件を全て満たしていること。

#### 第5 参加表明

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次の2から5までにおいて定めるとおり、参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は上記の第4 参加資格要件を全て満たしていない者は、本プロポーザルに参加することができない。

##### 2 提出書類

###### （１） 単独参加の場合

次の①から④までにおいて定める全ての書類を各1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 上記の第 4 参加資格要件 1（1）①から④までにおいて定める書類（旭川市の競争入札参加資格を有さない場合に限る。）
- ③ 上記の第 4 参加資格要件 1（5）における実績を証する書類（契約書の写し、業務完了報告書の写し、完了検査結果通知書の写し等）
- ④ 事業概要が分かる書類（パンフレット等）

(2) 共同企業体の場合

- ① 共同企業体協定書の写し（様式 1-2） 1部
- ② 代表者  
上記の（1）①から④までにおいて定める全ての書類 各 1部
- ③ 代表者以外の構成員  
上記の（1）②及び④において定める書類 代表者以外の全ての構成員について各 1部

3 提出期限

令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時 15 分まで

4 提出場所

旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地 旭川市総合庁舎 5 階  
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当

5 提出方法

持参又は簡易書留による郵送により提出すること。

※ 上記の 3 において定める期限内に到達するよう提出するものとし、期限を徒過したものは受け付けないものとする。

6 その他

参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の提出を求めることがある。

第 6 参加資格の確認等

1 参加資格要件の確認

参加希望者が上記の第 4 参加資格要件を全て満たしているか否かを確認し、令和 7 年 6 月 13 日（金）までに次の（1）又は（2）において定める事項を記載した確認結果通知書（様式 2）を送付する。

- (1) 本市が参加資格要件を全て満たすと認めた者には、参加資格を有する旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- (2) 本市が参加資格要件を全て満たすと認めなかった者には、参加資格を有しない旨及びその理由並びに市に対し所定の期限までに理由の説明を求めることができる旨

2 本市が参加資格要件を全て満たすと認めなかった者は、本市に対し、次の（1）から（3）において定めるとおり、書面（様式は任意）をもって、理由の説明を求めることができる。

- (1) 提出期限  
確認結果通知書到達日の翌営業日を起算日とした 3 営業日目の午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出場所  
旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地 旭川市総合庁舎 5 階  
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当

(3) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送により提出する。

※ 上記の（1）において定める期限内に到達するよう提出し、期限を徒過したものは受け付けない。

3 本市は、上記 2 において定める理由の説明を求めた者に対し、説明要求書到達日の翌営業日を起算日とした 3 営業日目の午後 5 時 15 分までに、書面をもって、理由を説明する。

- 4 本市が参加資格要件を全て満たすと認めた者は、本市に対し、確認結果通知書が到達したときから企画提案書を提出するときまでの間、書面（様式6）をもって、企画提案書の提出を辞退することができる。

## 第7 企画提案書の作成等

- 1 企画提案書の提出を要請され、かつ、辞退しない者（以下「企画提案者」という。）は、本市に対し、次の2から5までに定めるとおり、企画提案書を作成し、提出する。

### 2 提案内容

企画提案者は、本市に対し、自身の有する知見や同種業務の経験等を踏まえながら、次の（1）及び（2）に定める内容を提案する。

#### （1） 全体について

##### ① ゾーニング検討事業の目的や趣旨

- ・ GX2040ビジョンや北海道GX地域未来投資促進基本計画等に関する認識
- ・ ゾーニング検討事業の目的や趣旨に関する理解
- ・ 本市における再生可能エネルギーの大規模開発に関する効果等

##### ② 本業務の実施体制やスケジュール

- ・ 各担当者の指揮命令系統や役割分担、業務のスケジュール等

#### （2） 個別について

##### ① 市の課題や特性

- ・ 本市における再生可能エネルギーの導入率に関する認識
- ・ 本市における再生可能エネルギーのポテンシャルの高い地域やその特性に関する認識等

##### ② ゾーニング検討の方法

- ・ 検討目的や方法等
- ・ 「文献調査」、「ヒアリング調査」、「現地調査」の内容等

##### ③ 懇談会（※）との連携

- ・ 懇談会の目的や趣旨に関する理解
- ・ 懇談会との連携内容や方法
- ・ 懇談会における意見等のゾーニング検討への反映の考え方や方法等

##### ④ ゾーニングマップ

- ・ 「保全エリア」、「調整エリア」、「促進エリア」等の定義
- ・ ゾーニングマップのアウトプット例
- ・ ゾーニングマップの活用方法等

※ 懇談会について

■ 懇談会の開催理由

ゾーニングの検討に当たり、多様な主体と本検討に関する情報を共有しながら、その意見を聴取し本検討に反映することは、本市内への再生可能エネルギーの導入やGX及びDX産業の集積とともに、本検討の透明性の確保や市民の理解に基づく本導入に寄与するため。

■ 懇談会の構成

① 学識経験者、② 市民団体、③ 環境系団体、④ 農業系団体、⑤ 林業系団体、⑥ 経済系団体、⑦ エネルギー系団体、⑧ 観光系団体、⑨ 公募市民。

■ 懇談会の開催時期及び回数（予定）

令和7年8月下旬、10月、12月及び令和8年2月の計4回。

(3) 独自提案等について

- ・ 本市へのGX・DX産業の集積との関連における、環境と両立したゾーニング後の展開（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定、再生可能エネルギー大規模開発支援のための財源確保等）についての実現可能な戦略
- ・ 提案全体の環境と両立した本市へのGX・DX産業の集積への寄与等

3 企画提案書の書式及び部数

本市に対する企画提案書の提出は、次の(1)から(5)までにおいて定める書類を添付して行う。

(1) 企画提案書

様式3、1部

(2) 上記の2 (1) 全体に関する提案書

A4の任意の様式、10部

※ 上記の2 (1)において定める①及び②のテーマごとに作成する。

(3) 上記の2 (2) 個別に関する提案書

A4の任意の様式、10部

※ 上記の2 (2)において定める①、②、③及び④のテーマごとに作成する。

(4) 客観的評価に関する書類

① 本業務に係る事業費積算内訳

A4の任意の様式、2部

② 配置予定技術者調書

別紙①-1（添付書類を含む）、2部

③ 配置予定技術者実績調書

別紙①-2（添付書類を含む）、2部

(5) 上記の(1)から(4)までの全ての電子データ

DVD等

4 記入上の注意事項

(1) 企画提案は、上記の2 (1)及び(2)の全てについて行い、(1)及び(2)において定めるテーマごとに考え方を各提案書に記載するとともに、これに基づき、プレゼンテーションの際、説明を行う。

(2) 上記の2 (1)及び(2)において定めるテーマについての提案書は、任意の様式とし、A4・片面印刷・カラー、合計で20枚を上限とする。

また、縦・横は問わないが、提案書各ページの下段にテーマ名及びページ番号を記載するとともに、(1)の①→(1)の②→(2)の①→(2)の②→(2)の③→(2)の④の順に編纂する。

なお、提案書の作成に当たり、説明の補完、事例の紹介、提案内容の理解促進等を目的とした図、グラフ、イメージパース、写真等を記載することについては、差し支えない。

- (3) 提出する提案書には、企画提案者（再委託先等を含む。）を特定できる法人名、ロゴマーク等を記載しない。

## 5 提出方法等

- (1) 提出期限  
令和7年6月23日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階  
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当
- (3) 提出方法  
持参又は簡易書留による郵送により提出する。  
※ 上記の（1）において定める期限内に到達するよう提出し、期限を徒過したものは受け付けない。
- (4) その他  
上記の（1）において定める期限後、企画提案書の追加資料を提出することは認めない。

## 第8 企画提案書の著作権等

- 1 企画提案書の著作権は、当該企画提案書の作成者に帰属するものとする。
- 2 本市は、プロポーザルの手続及びこれに関する事務処理上、必要があると認めるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等することができるものとする。
- 3 本市は、第三者に対し、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、提出された企画提案書の全部又は一部を開示することができるものとする。

## 第9 質疑応答等

- 1 企画提案者は、本市に対し、企画提案書の作成について質問があるときは、次の（1）から（4）までにおいて定めるとおり、質疑応答書を作成の上、質問する。
- (1) 提出書類  
質疑応答書（様式4）
- (2) 提出期限  
令和7年6月20日（金）午後5時15分まで
- (3) 提出場所  
旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階  
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当
- (4) 提出方法  
電子メールにより提出し、送信後、電話にて連絡する。  
※ 電子メールの件名は、「旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務の企画提案に関する質問」とする。
- 2 本市は、質問者を含む全ての企画提案者に対し、次の（1）及び（2）において定めるとおり、質疑応答書を作成の上、回答する。
- (1) 回答書類  
質疑応答書（様式4-2）
- (2) 回答方法  
電子メールにより回答する。  
※ 電子メールの件名は、「旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務の企画提案に関する質問への回答」とする。

## 第10 失格事項

次の1から4までのいずれかに該当する者は、失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 本実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合

## 第11 企画提案の審査方法、審査項目及び評価基準等

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託者の候補の特定を行うため、「旭川市へのGX・DX産業の集積に向けたゾーニング検討業務に係るプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会は、次の（1）及び（2）において定めるとおり、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の審査を行い、審査会では、被選定者に限り、ヒアリング等を行うこともある。

#### （1）実施方法

- ① 1者ずつの呼込方式とし、1者の持ち時間は説明10分、質疑10分の計20分とする。
- ② 企画提案の追加資料の配付は不可とする。  
なお、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用資料の配付は可とする。
- ③ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含め、3名までとする。
- ④ 欠席の場合、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑤ 企画提案書提出者が1者のみであった場合にも、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ⑥ 会場でのプレゼンテーション等への出席が困難な場合、本市が特に認めたときに限り、Web会議方式での実施を可とする。

#### （2）実施日時及び場所

上記の第6において定める企画提案書提出要請の際に通知する。

ただし、実施時間の詳細は、企画提案書の提出の際に通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、次の（1）から（4）までにおいて定める審査項目に関し、別に定める評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

#### （1）全体について [配点25点]

- ① ゾーニング検討事業の目的や趣旨
- ② 本業務の実施体制やスケジュール

#### （2）個別について [配点45点]

- ① 市の課題や特性
- ② ゾーニング検討の方法
- ③ 懇談会との連携
- ④ ゾーニングマップ

#### （3）独自提案等について [配点15点]

#### （4）客観的評価について [配点15点]

- ① 管理技術者・担当技術者の保有資格・実績
- ② 価格評価

#### 4 受託候補者の特定

- (1) 審査会において、各委員は企画提案者ごとに評価基準に基づき採点を行い、この点数を企画提案者の評価点とする。
- (2) 各委員の評価点のうち、最高点と最低点を除いたものを合計し、この点数の最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。  
※ 上記の最高点又は最低点をつけた委員が2名以上であった場合、それぞれ1名の委員の点数を除くものとする。  
※ 上記の評価点の合計が同点であった場合、審査会の合議の上、順位を決定する。
- (3) 配点合計の60%を最低基準とし、評価点がそれに満たない者は候補者とししない。
- (4) 本市と受託候補者が本業務について協議した結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の者を受託候補者とし、協議する。

#### 5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者の特定後、本市は、企画提案者の全員に対し、速やかに、審査結果通知書（様式5）により、次の①から④までにおいて定める事項を通知する。
  - ① 受託候補者
  - ② 評価点数
  - ③ 受託候補者になった者には、今後の契約手続
  - ④ 受託候補者にならなかった者には、その理由及び所定の期限までに理由の説明を求めることができる旨
- (2) 受託候補者にならなかった者は、本市に対し、次の①から③までに定めるとおり、書面（様式は任意）により、その理由の説明を求めることができる。
  - ① 提出期限  
上記の（1）の到達日の翌営業日を起算日とした7営業日目の午後5時15分まで
  - ② 提出場所  
旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎5階  
旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当
  - ③ 提出方法  
持参又は簡易書留による郵送により提出する。  
※ 上記の①において定める期限内に到達するよう提出し、期限を徒過したものは受け付けない。
- (3) 本市は、上記の（2）の理由の説明を求めた者に対し、上記の（2）の文書の到達日の翌営業日を起算日とした7営業日目以内に、書面により、その理由を説明する。

#### 6 審査結果の公表

受託候補者の特定後、次の（1）から（4）までにおいて定める事項を公表する。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

## 第12 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

本市は受託候補者と本業務について協議し、合意の上、本業務の仕様書を作成した上、本仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が上記の第10 1から4までのいずれかに該当することが判明した場合、契約を締結しないことがあるほか、契約締結後も、無催告で契約を解除できるものとする。

なお、上記の契約の未締結又は解除により、受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合でも、本市は本損害を一切負担しない。

### 2 契約保証金

要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合、これを免除する。

### 3 契約書作成の要否

要する。

### 4 支払条件

業務完了後の一括払とする。

## 第13 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

## 第14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日等
参加表明書の提出	令和7年6月10日（火）まで
参加資格要件確認結果通知（企画提案書提出要請）	令和7年6月13日（金）まで
企画提案書の提出	令和7年6月23日（月）まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月30日（月）予定
企画提案書審査結果の通知	令和7年7月 4日（金）予定
契約締結	令和7年7月中旬予定